

第6章 公共施設の災害復旧

公共施設の管理者は、特別防災区域における公共施設が被災した場合、災害の拡大を防止するため、必要な災害応急措置をとるとともに、災害復旧に当たっては、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の改良などを積極的に行い、関連事業とも調整を図りながら災害復旧の効果が十分發揮できるよう考慮するものとする。

1 道路等

府及び市町は、所管に係る道路、橋梁等で特別防災区域に係る災害復旧及び産業活動等に重大な影響を及ぼす路線については、速やかに復旧工事を施工し、道路機能の早期回復を図るとともに本工事の実施を推進する。

2 港湾施設

近畿地方整備局、大阪海上保安監部、府及び大阪市は、所管に係る港湾施設が被災しその機能を失った場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

3 通信施設

西日本電信電話株式会社は、通信途絶の解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況並びにそれらの重要度を勘案のうえ応急復旧を行うとともに本工事の実施を推進する。

4 航空施設

新関西国際空港株式会社は、滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が被害を受けた場合は、当該施設の早期復旧に努め、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。なお、航空保安施設の被害については、管理者が直ちに復旧工事を実施する。

5 その他の公共施設

府民生活及び産業活動に重大な影響を及ぼすその他の公共施設についても災害復旧の実施責任者は総力をあげて復旧に当たる。